

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		食品営業の許可
根拠法令及び条項		・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項
審査基準	法令の基準	・食品衛生法第55条第2項 ・大阪府食品衛生法施行条例（平成12年大阪府条例第14号）第3条及び別表第1
	具体的基準	「法令の基準」に判断基準が言い尽くされている。
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	・総日数 15日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
備考		